証券コード　7065
2026年11月9日
(電子提供措置開始日　2026年11月5日)

株　主　各　位

山口県宇部市寿町三丁目５番26号
ユ ー ピ ー ア ー ル 株 式 会 社
代表取締役　社長執行役員　酒 田　　義 矢

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第48回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイトhttps://www.upr-net.co.jp/ir/stock/meeting/

　電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ユーピーアール）又は証券コード（7065）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスして、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［郵送による議決権行使の場合］
　本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

2．場　　所　山口県宇部市島一丁目７番１号
国際ホテル宇部　３階　ダイヤモンドホールⅡ

3．目的事項

報告事項　（1）第48期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（2）第48期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　退任常勤社外監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）インターネットによる方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

（2）ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

＊当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

＊本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておらず、上記各ウェブサイトに掲載しています。
会計監査人及び監査役は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

【事業報告】　主要な事業内容、主要な営業所及び拠点、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他当社グループの現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針
【連結計算書類】連結株主資本等変動計算書、連結注記表
【計算書類】　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
【監査報告】　計算書類に係る会計監査報告

＊電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

＊本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



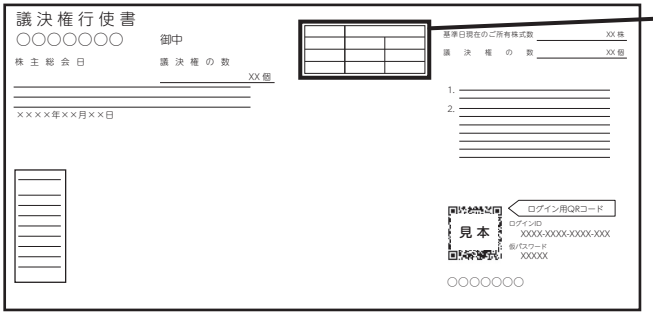
インターネットで議決権を
行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第３、４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

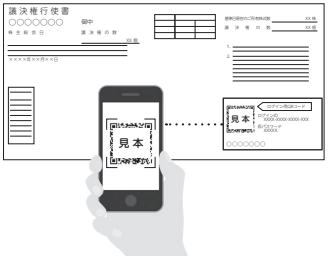
インターネットによる方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

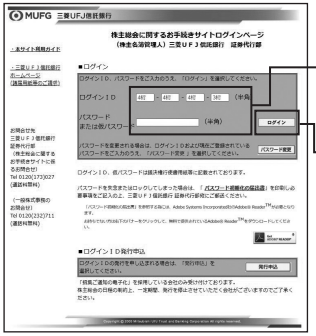


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．当社グループの現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、緩やかな回復が継続しました。先行きについては、各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があり、不透明な状況が続くものと思われます。

物流業界においては、改正物流効率化法の施行に伴い、荷待ち・荷役時間の短縮や積載率向上といった物流効率化への対応が、荷主・物流事業者双方に求められております。このような環境下、「運べなくなるリスク」への対応策として、レンタル方式によるパレット輸送は、持続可能な物流体制構築に資する手段として引き続き高い関心を集めております。当社グループの物流事業においては、一貫パレチゼーションの需要は引き続き堅調に推移しました。一方、スポットレンタルについては、物価上昇による個人消費の回復の遅れや港湾地区の物量の回復が弱いこと等の影響を受けました。コスト面では、パレット保有枚数の増加に伴う減価償却費に加え、人件費やエネルギーコストの上昇によるデポ運営費用及び運送費用の増加傾向は続いておりますが、輸送の効率化を図り、運送費用は計画を下回って推移しました。また、販管費についても計画から改善しております。また、当第１四半期連結会計期間の期首よりプラスチックパレットの耐用年数を１年延長したことにより、減価償却費が削減され、利益面でプラスの影響がでています（※１）。

当社は、2026年８月期から２年間を「構造改革フェーズ」と位置付け、コア事業であるパレットレンタルの競争力強化と収益構造の改善、事業の選択と集中に取り組んでおります。パレット稼働率の向上、価格転嫁の推進、レンタルオペレーションの効率化を継続するとともに、成長領域への経営資源配分に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は15,631百万円（前連結会計年度比1.8％増）、営業利益は818百万円（同194.8％増）、経常利益は1,190百万円（同58.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は753百万円（同124.1％増）となりました。

当社グループの事業は、物流事業（パレットレンタル、パレット販売）とソリューション事業（物流IoT、ICT、ビークルソリューション、アシストスーツ）です。

事業別の状況は次のとおりであります。

物流事業におきましては、輸送力不足により「運べなくなるリスク」への懸念が高まる中、

パレット輸送はその回避に有効な手段とされております。改正物流効率化法の施行に伴い、荷待ち・荷役時間の短縮や積載率の向上など、物流効率化への対応が荷主・物流事業者双方に求められており、こうした環境下において、レンタル方式によるパレット輸送は持続可能な物流体制構築に資する手段として、引き続き高い関心を集めており、今後も更なる取り組みの広がりが期待されます。一貫パレチゼーションについて、家庭紙パレット共同利用研究会における専用パレットを活用した共同利用・共同回収の取り組みが進展したことに加え、当社の回収ネットワークを活用したパレット輸送の拡大が寄与し、需要は引き続き堅調に推移しました。スポットレンタルについては、物価上昇の影響による個人消費の回復の遅れや国内の港湾地区の物量減少等の影響を受け、軟調に推移しました。海外事業はタイを中心に順調に推移しました。コスト面では、パレット保有枚数の増加に伴う減価償却費が増加傾向にあるものの、耐用年数の変更により減価償却費が抑制されました（※１）。人件費やエネルギーコストの上昇によるデポ運営費用及び運送費用の増加が継続しておりますが、輸送の効率化を図り、運送費用は計画を下回って推移しました。レンタル単価への価格転嫁の推進やレンタルオペレーションの見直しにより、収益性の改善に取り組んでおります。

以上の結果、物流事業では売上高は14,089百万円（前連結会計年度比2.1％増）、セグメント利益2,247百万円（同24.8％増）となりました。

ソリューション事業におきましては、イノベーション事業にて、前期に計上したスポット販売をカバーするには至りませんでしたが、想定済みであり予想通りに着地しました。当社グループでは、収益性の観点から事業の選択と集中を進めており、当事業においても、成長が見込まれる分野への経営資源配分を継続するとともに、事業構造の見直しを通じて、収益基盤の強化に取り組んでまいります。その一環として、４月にアシストスーツ事業の事業再編（※２）及び５月にビークルソリューション事業の譲渡（※３）を公表いたしました。

以上の結果、ソリューション事業の売上高は1,542百万円（前連結会計年度比1.1％減）、セグメント利益43百万円（前連結会計年度はセグメント損失21百万円）となりました。

※１　詳細は、１頁記載の各ウェブサイトに掲載の第48回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）連結計算書類　連結注記表　３．会計上の見積りの変更に関する注記（耐用年数の変更）をご覧ください。

※２　詳細は、2026年４月14日に公表いたしました「アシストスーツ事業の事業再編（事業譲渡、会社分割及び子会社の異動）に関するお知らせ」をご覧ください。

※３　詳細は、2026年５月18日に公表いたしました「事業譲渡契約締結に関するお知らせ」をご覧ください。

事業別売上高

事業区分	第47期（2025年8月期）（前連結会計年度）		第48期（2026年8月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
物流事業	13,794百万円	89.8%	14,089百万円	90.1%	294百万円	2.1%
ソリューション事業	1,559	10.2	1,542	9.9	△17	△1.1
合計	15,354	100.0	15,631	100	277	1.8

※ 当社は2025年10月15日に公表した「報告セグメントの変更に関するお知らせ」のとおり、当連結会計年度より、「物流事業」セグメント、「コネクティッド事業」セグメントから「物流事業」セグメント、「ソリューション事業」セグメントへと報告セグメントを変更しております。この変更に伴い、「物流事業」セグメントに含めていた物流IoT事業及びアシストスーツ事業を「ソリューション事業」セグメントに移管しております。なお、前連結会計年度の売上高については、変更後の区分方法に基づき作成したものを記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,640百万円で、その主なものは、パレット等物流機器のレンタル資産取得であります。

各事業別の設備投資額は次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主要設備

物流事業： 3,508百万円

ソリューション事業： 113百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,000百万円の調達を行いました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区　　分	第 45 期 (2023年８月期)	第 46 期 (2024年８月期)	第 47 期 (2025年８月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売　　上　　高(百万円)	14,833	15,463	15,354	15,631
経　常　利　益(百万円)	1,192	878	749	1,190
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	743	597	336	753
１株当たり当期純利益　(円)	97.11	77.99	43.89	98.36
総　　資　　産(百万円)	20,898	21,470	21,956	22,634
純　　資　　産(百万円)	8,505	9,025	9,302	9,912
１株当たり純資産額　(円)	1,101.43	1,164.88	1,194.30	1,268.77

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 45 期 (2023年８月期)	第 46 期 (2024年８月期)	第 47 期 (2025年８月期)	第 48 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売　　上　　高(百万円)	14,338	14,538	14,597	14,644
経　常　利　益(百万円)	1,130	784	634	1,085
当　期　純　利　益(百万円)	717	537	293	700
１株当たり当期純利益　(円)	93.63	70.14	38.38	91.47
総　　資　　産(百万円)	20,252	20,972	21,344	21,902
純　　資　　産(百万円)	8,234	8,664	8,839	9,346
１株当たり純資産額　(円)	1,075.05	1,131.17	1,154.00	1,220.20

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
ウベパレットサービス株式会社	30百万円	100.0%	木製パレットの製造、補修及びデポ事業
UPR Singapore Pte.Ltd.	1,000千SGD	100.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR(Thailand)Co.,Ltd.	10,000千THB	49.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR Solution (Malaysia) Sdn.Bhd.	1,100千MYR	90.9	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR VIETNAM CO.,LTD	1,237千USD	100.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR Services Inc.	200千USD	100.0	追跡ソリューション事業

(注)　特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、我が国経済が緩やかな回復を見せる一方、物価上昇や金利上昇、中東情勢をはじめとする国際情勢の緊張、金融資本市場の変動など、外部環境の不透明な状況が続くと予想されます。

物流業界につきましては、改正物流効率化法の施行に伴い、荷主および物流事業者の双方において荷待ち・荷役時間の短縮や積載率向上などの効率化への対応が強く求められております。このような環境下、「運べなくなるリスク」への有効な回避策として、レンタル方式によるパレット輸送（一貫パレチゼーション）は持続可能な物流体制の構築に資する手段として引き続き高い関心を集めております。このような事業環境のもと、当社グループは「中期ビジョン2030」において「選択と集中を経て国内のみならずアジアエリアで積極的に事業を展開し更なる成長を目指す」ことを基本方針として掲げております。特に、2026年８月期から2027年８月期までの２年間は「構造改革フェーズによる筋肉質な経営体質の構築」を最重要課題と位置付け、コア事業であるパレットレンタルの競争力強化と収益構造の改善、ならびに不採算事業の見直しを含む事業の選択と集中に重点的に取り組んでおります。この構造改革フェーズを経た後、2028年８月期からの３年間を「収益拡大フェーズ」と位置付け、成長領域への経営資源配分を通じて更なる飛躍を目指してまいります。

このような方針のもと、当事業年度におきましては、収益基盤の改善に向けた事業ポートフォリオの見直し（選択と集中）を推し進めてまいりました。具体的には、ソリューション事業におきまして、アシストスーツ事業の事業再編（メーカー機能の事業譲渡および卸売事業を行う子会社の設立・合弁会社化等）を実施したほか、ビークルソリューション事業におきましても事業譲渡を決定・公表いたしました。これら非コア領域および不採算領域の構造改革を着実に実行することにより、コア事業であるパレットレンタルをはじめとする成長領域へ経営資源を集中的に投下する体制を整え、持続的な企業価値向上に向けた収益基盤の強化に努めております。

このような状況の中、当社グループは事業ごとの課題を以下のとおり認識し、それぞれの施策を強力に推し進めております。

① パレット等物流機器のレンタル事業：
パレット等物流機器のレンタル事業におきましては、手積み・手下ろしが行われている業界を中心に効率的なパレット輸送の提案を強化し、一貫パレチゼーション（輸送用レンタルパレット）の更なる拡大を図ってまいります。すでに共同利用・共同回収の取り組みが進む家庭紙やフローズン、玄米等の業界をはじめ、当社の回収ネットワークを活用したパレット輸送の普及に努めてまいります。また、スポットレンタルにつきましては、物価上昇の継続等による需要回復の遅れを見込み、低価格によるシェア追求を避け、採算性を最優先とした適切な運用と既存シェアの維持に注力いたします。さらに、パレット稼働率向上に向けた効率的な調達およびオペレーション管理の強化を進めるとともに、人件費やエネルギーコストの上昇に伴うデポ運営費用や運送費用の増加に対しては、輸送およびオペレーションの効率化やレンタル単価への価格転嫁を推進し、粗利益率の改善を図る一方で、レンタルパレット業界の競争環境の激化による変化もあり、改善には時間がかかる見込みです。

② パレット等物流機器の販売事業：
パレット等物流機器の販売事業におきましては、荷主や物流事業者における新規物流拠点の立ち上げに伴う機器購入需要を的確に取り込み、各種物流機器の販売拡大を進めてまいります。また、中古パレット販売の取り組みを強化し、収益性の向上とあわせて顧客基盤の更なる拡大を図ってまいります。

③ ソリューション事業：
ソリューション事業におきましては、主力領域である位置情報ソリューションおよび遠隔監視ソリューションの拡販を推進するとともに、改正物流効率化法に沿った積載率の向上や荷待ち・荷役時間の短縮に貢献する高付加価値サービスの提供を図ってまいります。あわせて、収益基盤の強化に向けた事業ポートフォリオの見直し（選択と集中）を推進しており、当事業年度に決定・公表いたしましたアシストスーツ事業の事業再編（メーカー機能の事業譲渡等）およびビークルソリューション事業の事業譲渡を着実に実行し、成長が見込まれる分野への経営資源配分を徹底してまいります。

2. 会社の現況

⑴ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	酒田 義矢	株式会社レノファ山口　社外取締役
取締役専務執行役員	石村 浩	事業統括本部長兼技術本部長
取締役常務執行役員	石川 修	コーポレート統括本部長
取締役	有宗 政和	
取締役	土田 亮	上智大学法科大学院　教授 株式会社ノエビアホールディングス　社外取締役 株式会社埼玉りそな銀行　取締役監査等委員 法律事務所フロンティア・ロー　弁護士
取締役	小野塚邦子	大妻女子大学 人間関係学部　非常勤講師 学校法人敬心学園　評議員 株式会社チノー　社外取締役
取締役	野村有季子	フォスター電機株式会社　社外取締役監査等委員
常勤監査役	伊東弘美	日本プラスト株式会社　社外監査役
監査役	松倉 稔	松倉稔税理士事務所　所長
監査役	鈴木邦成	日本大学生産工学部マネジメント工学科　特任教授

（注）１．取締役有宗政和氏、取締役土田亮氏、取締役小野塚邦子氏及び取締役野村有季子氏は、社外取締役であります。

２．常勤監査役伊東弘美氏、監査役松倉稔氏及び監査役鈴木邦成氏は、社外監査役であります。

３．常勤監査役伊東弘美氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．監査役松倉稔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は取締役有宗政和氏、取締役土田亮氏、取締役小野塚邦子氏、取締役野村有季子氏、常勤監査役伊東弘美氏、監査役松倉稔氏及び監査役鈴木邦成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
石　村　　浩	取締役専務執行役員 事業統括本部長兼物流事業本部長	取締役専務執行役員 事業統括本部長兼技術本部長	2025年９月１日
石　川　　修	取締役上級執行役員 コーポレート統括本部長兼総務部長	取締役上級執行役員 コーポレート統括本部長	2025年９月１日
石　川　　修	取締役上級執行役員 コーポレート統括本部長	取締役常務執行役員 コーポレート統括本部長	2025年11月27日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役酒田義矢氏、石村浩氏、石川修氏、有宗政和氏、土田亮氏、小野塚邦子氏、野村有季子氏、及び監査役伊東弘美氏、松倉稔氏、鈴木邦成氏と会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約では、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各役員が自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合及び各役員が適切な防御活動を行わなかった場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の全役員（含む執行役員）及び重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

⑤　取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の報酬等にかかる決定方針

取締役の個別報酬等の内容決定については、「取締役の報酬等にかかる決定方針」にもとづいて、社外取締役を過半とした任意の指名・報酬委員会が役員規程に則り厳正かつ客観的に評価のうえ役員報酬案を作成して取締役会に提言し、決定しております。なお、その裁量の範囲は、あらかじめ株主総会で決議された報酬の範囲内であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が「取締役の報酬等にかかる決定方針」と整合していることや、指名・報酬委員会からの提言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、2021年２月16日開催の取締役会において、「取締役の報酬等にかかる決定方針」を決議しており、その内容は以下のとおりです。

１．基本方針

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役員規程をもとに役位に従い、会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮した基本報酬（固定額金銭報酬）、及び業績連動報酬（賞与）で構成する。但し、社外取締役は基本報酬（固定額金銭報酬）のみとする。

なお、取締役の報酬等についての考え方や算定方法は次のとおりとする。

２．報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

（１）取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で取締役会が決定する。

（２）各取締役に対する報酬は、原則、従業員給与の最高額を1.0として、役位に従い、会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮の上算定する。

（３）取締役の報酬等は固定額金銭報酬とし、年額をもって決定し、年額の12分の1の額を毎月25日に支払う。

（４）取締役の報酬等の改訂は、毎年12月に改訂する。

（５）社外取締役は、固定額金銭報酬のみ支給する。

３．業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

（１）取締役に対する賞与（業績連動報酬）は、業務執行役員を対象に、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員への配分は別途定める基準に基づいて取締役会にて決定し、毎年12月に支給する。

（２）事業部門役員の賞与（業績連動報酬）に係る指標は、税金等調整前当期純利益及び担当部門の事業部責任利益とし、それ以外の取締役の賞与（業績連動報酬）に係る指標は、税金等調整前当期純利益とする。

（３）取締役の賞与（業績連動報酬）は、対象期末日時点の月額報酬に、各指標の達成率により定められた支給係数を乗じた額とする。

4. 非金銭報酬等の内容及び額若しくは一又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は支給しない。

5. 上記２～４の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

賞与（業績連動報酬）の支給係数が最大値となった場合の固定額金銭報酬と賞与（業績連動報酬）の割合は２：１となる。

６．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするとき

（１）取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とし、社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会で取締役個人別の報酬案を作成し、取締役会に提言する。但し、取締役会が報酬の決定を代表取締役に一任した場合は、役員報酬案を代表取締役に提言する。

（２）指名・報酬委員会の作成する取締役個人別の報酬案は、固定額金銭報酬及び賞与（業績連動報酬）とする。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬（賞与）	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	164 （21）	118 （21）	46 （－）	－ （－）	7 （4）
監査役 （うち社外監査役）	20 （20）	20 （20）	－ （－）	－ （－）	3 （3）
合計 （うち社外役員）	185 （42）	139 （42）	46 （－）	－ （－）	10 （7）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．当社の業績連動報酬に係る指標は、税金等調整前当期純利益及び担当部門の事業部責任利益であり、その実績は税金等調整前当期純利益は1,157百万円、事業部責任利益は、物流事業本部が2,247百万円、ソリューション事業本部が43百万円であります。それぞれの対予算達成度に応じて、業務執行役員を対象に業績連動報酬（賞与）を決定しております。当該指標を選択した理由は、業績の達成度を明確に把握できる数値のためであります。なお、社外取締役及び監査役は、定期同額の基本報酬のみとしております。
３．取締役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の第40回定時株主総会において、役員賞与を含め年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役の員数は７名です。
４．監査役の報酬限度額は、2017年11月17日開催の第39回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における監査役の員数は３名です。
５．上記のほか、役員退職慰労引当金の当事業年度における繰入額は25百万円であり、その内訳は、以下のとおりであります。
取締役　4名　21百万円（うち社外取締役　1名　0百万円）
監査役　2名　3百万円（うち社外監査役　2名　3百万円）

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において、当社では取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員酒田義矢が取締役の個人別報酬額の具体的内容（固定額金銭報酬及び賞与の個人別金額）を決定しています。代表取締役にこれらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の業務執行状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を

決定できると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会が取締役会の諮問に対し答申を行っており、その内容を踏まえて決定しています。

二．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役土田亮氏は、上智大学法科大学院の教授、株式会社ノエビアホールディングスの社外取締役、株式会社埼玉りそな銀行の取締役監査等委員、及び法律事務所フロンティア・ローの弁護士であります。当社と同氏が所属する法律事務所フロンティア・ローについては、リーガルチェック取引等がありますが、当社と法律事務所フロンティア・ローとの間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。また、当社と他の兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役小野塚邦子氏は、大妻女子大学人間関係学部の非常勤講師、学校法人敬心学園の評議員、及び株式会社チノーの社外取締役であり、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・取締役野村有季子氏は、フォスター電機株式会社の社外取締役監査等委員であり、当社と兼職先の間に特別の関係はありません。

・監査役松倉稔氏は、松倉稔税理士事務所の所長であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役鈴木邦成氏は、日本大学生産工学部マネジメント工学科の特任教授であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　有宗政和	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。また、指名・報酬委員会では委員長を務めています。総合商社で海外事業の経験を通じてグローバルな視点を持ち、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有している方です。出席した取締役会等において当社の経営課題に対して、経営全般の観点から有効な発言を行っております。
取締役　土田亮	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有している方です。出席した取締役会等において、会社法対応やコーポレートガバナンス対応を含め、有効な発言を行っております。
取締役　小野塚邦子	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。大手ビールメーカーにて、営業・営業企画部門の管理、人事採用の統括、グループ会社の代表取締役として経営に携わり、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有している方です。出席した取締役会等において、サステナビリティを含め当社課題に対し、有効な発言を行っております。
取締役　野村有季子	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。複数の会社で財務会計、監査、法務などを経験しており、公認会計士として監査業務や海外事業にも携わり、また他社社外役員として豊富な経験と専門知識を有している方です。出席した取締役会等において、財務会計対応やコーポレートガバナンス対応を含め、有効な発言を行っております。
常勤監査役　伊東弘美	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、金融機関で多くの企業評価を行っていた経験や他社で得た豊富な経験と幅広い見識に基づき、有効な発言を行っております。
監査役　松倉稔	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から社外監査役として一般株主と利益相反が生じない独立した立場から有効な発言を行っております。
監査役　鈴木邦成	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、生産工学の研究者としての専門的見地から、物流に関して有効な発言を行っております。

⑦　取締役会の実効性評価

当社は、取締役の役割・機能の向上を目的として、取締役会全体の実効性の分析・評価を行っており、本年においても実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

（評価の実施方法）

対象：取締役・監査役・執行役員全員

方法：アンケート及びインタビュー

内容：取締役会の構成、運営状況、発言、情報提供等

実施時期：2026年5月

（評価結果の概要）

取締役会の実効性については、概ね適切という意見が多く「有効に機能している」と評価しております。

取締役の人数は、現段階では妥当であり、独立社外取締役の多様性や積極的な発言も評価されております。

課題としては、前回のアンケートと同様、「中長期的な経営戦略に関する審議」、「投資採算性を含む投資案件における達成目標の明確化やリスク評価の実施」等が挙げられました。当社グループの企業価値向上のために取締役会の実効性を高めるべく、これらの課題に対して作成したアクションプランを実行し、取締役会に定期的に報告することにより、更なる改善を図ってまいります。

3.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。日常の事業運営に必要な運転資金と将来の事業展開のための内部留保を確保し、健全な財務体質を維持しつつ、当面はDOE（自己資本配当率）３％を目処とし、将来的にはDOE５％を目標とすることを原則としております。

また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

この基本方針のもと、2026年8月期の期末配当につきましては、2026年７月15日公表の「2026年８月期通期連結業績予想の修正及び配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、1株当たり37円とさせていただきました。

連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,857,479**	**流動負債**	**5,079,736**
現金及び預金	3,135,714	買掛金	2,323,165
受取手形	1,153	1年内返済予定の長期借入金	1,747,204
売掛金	1,963,100	未払法人税等	326,523
電子記録債権	63,924	契約負債	10,416
商品	388,219	賞与引当金	273,742
原材料及び貯蔵品	25,116	その他	398,685
未収還付法人税等	229	**固定負債**	**7,641,735**
その他	310,546	長期借入金	6,734,388
貸倒引当金	△30,526	繰延税金負債	12,152
固定資産	**16,776,905**	役員退職慰労引当金	407,206
有形固定資産	**14,694,470**	退職給付に係る負債	464,537
レンタル資産	12,400,043	資産除去債務	15,085
建物及び構築物	953,938	その他	8,365
機械装置及び運搬具	175,046	**負債合計**	**12,721,472**
土地	1,086,632	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	23,148	**株主資本**	**9,694,760**
その他	55,660	**資本金**	**96,000**
無形固定資産	**990,384**	**資本剰余金**	**391,349**
投資その他の資産	**1,092,050**	**利益剰余金**	**9,208,371**
投資有価証券	87,432	**自己株式**	**△959**
繰延税金資産	420,958	**その他の包括利益累計額**	**23,397**
その他	605,609	**その他有価証券評価差額金**	**3,381**
貸倒引当金	△21,950	**為替換算調整勘定**	**20,015**
		非支配株主持分	**194,754**
		純資産合計	**9,912,912**
資産合計	**22,634,384**	**負債純資産合計**	**22,634,384**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**15,631,492**
売上原価		**10,476,514**
売上総利益		**5,154,977**
販売費及び一般管理費		**4,336,394**
営業利益		**818,583**
営業外収益		
受取利息	3,454	
受取配当金	300	
受取補償金	392,436	
その他	67,705	463,896
営業外費用		
支払利息	81,737	
その他	10,431	92,168
経常利益		**1,190,311**
特別利益		
固定資産売却益	1,541	
その他	100	1,641
特別損失		
減損損失	8,912	
固定資産除却損	25,150	34,063
税金等調整前当期純利益		**1,157,890**
法人税、住民税及び事業税	427,160	
法人税等調整額	△53,001	374,158
当期純利益		**783,732**
非支配株主に帰属する当期純利益		30,311
親会社株主に帰属する当期純利益		**753,420**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月20日

ユーピーアール株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　岡　浩　二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ユーピーアール株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーピーアール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、海外現地法人を含めた子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人が期中に監査上注意を払った事項について十分なコミュニケーションを図ったうえで、監査上の主要な検討事項（KAM）に関し、四半期ごとに会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、日本公認会計士協会の倫理規則に則り、会計監査人若しくはEYネットワーク・ファームが当社及び当社子会社に対して実施する「非保証業務の提供」に関し、監査役会が会計監査の独立性に影響がない旨判断した業務の範囲については、「包括了解の対象とする非保証業務に関する通知」をもって事前了解しております。

以上の方法に基づき、監査役会として当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月21日

ユーピーアール株式会社　監査役会

常勤監査役　伊　東　弘　美　㊞

監　査　役　松　倉　　稔　㊞

監　査　役　鈴　木　邦　成　㊞

（注）常勤監査役伊東弘美、監査役松倉稔及び鈴木邦成は、会社法第２条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

第１号議案　取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	酒田義矢（さかたよしや） （1964年5月30日）	1988年４月　積水化学工業㈱入社 1994年11月　ウベパレット㈱（現当社）専務取締役 1998年11月　同社（現当社）代表取締役社長 2005年９月　ウベパレットサービス㈱　代表取締役社長 2013年11月　㈱レノファ山口　社外取締役（現任） 2020年11月　当社代表取締役　社長執行役員（現任）	3,838,000株
	【取締役候補者とした理由】 酒田義矢氏は、当社専務取締役、代表取締役社長を務め、長年にわたり当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。今後も、当社グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。		
2	石村浩（いしむらひろし） （1963年４月29日）	1987年４月　㈱東芝入社 2008年６月　Toshiba America Information Systems Inc. Senior Vice President 2013年10月　同社新規事業開発部　部長 2015年４月　同社研究開発統括部マーケティング戦略室　室長 2016年６月　当社入社　経営企画部長 2020年11月　当社取締役　常務執行役員　物流事業本部長 2024年７月　ウベパレットサービス株式会社　取締役 2024年９月　当社取締役　常務執行役員　事業統括本部長　兼　物流事業本部長 2024年11月　当社取締役　専務執行役員　事業統括本部長　兼　物流事業本部長 2025年９月　当社取締役　専務執行役員　事業統括本部長　兼　技術本部長（現任）	27,000株
	【取締役候補者とした理由】 石村浩氏は、㈱東芝で得た経験や深い知見を有しており、当社入社後、経営企画部門の責任者を務め、当社の業務全般を熟知するとともに、現在は事業全般の責任者として中心的な役割を担っております。今後も、その知識及び経験が当社グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	石川（いしかわ）　修（おさむ） （1964年8月15日）	1988年４月　㈱三和銀行　（現㈱三菱ＵＦＪ銀行）　入行 2008年９月　同行　法人コンプライアンス部次長 2011年５月　同行　法人リスク統括部副部長 2014年10月　㈱三菱UFJファクター　事業開発部長 2019年５月　当社入社　総務人事部　法務グループ長 2020年９月　当社　総務部長 2022年11月　当社執行役員　コーポレート本部副本部長　兼　総務部長 2024年９月　当社執行役員　コーポレート統括本部長　兼　総務部長 2024年11月　当社取締役　上級執行役員　コーポレート統括本部長　兼　総務部長 2025年９月　当社取締役　上級執行役員　コーポレート統括本部長 2025年11月　当社取締役　常務執行役員　コーポレート統括本部長（現任）	811株
	【取締役候補者とした理由】 石川修氏は、㈱三菱ＵＦＪ銀行で得た経験や深い知見を有しており、当社入社以来、主にコンプライアンスや総務・人事の面で中心的な役割を担っております。今後も、当社グループの持続的な企業価値の向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>土田　亮
（戸籍上の氏名：寺西　亮）
（1968年7月4日）</td><td>2010年１月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
法律事務所フロンティア・ロー弁護士（現任）
2014年４月　専修大学法学部教授
2015年６月　㈱りそな銀行社外監査役
2017年11月　当社社外取締役（現任）
2018年12月　㈱ノエビアホールディングス社外監査役
2019年６月　㈱りそな銀行社外取締役
2020年４月　上智大学法科大学院教授（現任）
2021年12月　㈱ノエビアホールディングス社外取締役（現任）
2023年６月　㈱埼玉りそな銀行取締役監査等委員（現任）</td><td>8,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
土田亮氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有しております。このような知識等を活かし、当社グループの経営課題に対し、主に法務、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいており、引き続き有効な助言をいただけることを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>小野塚　邦子
（1964年6月4日）</td><td>1988年４月　キリンビール㈱入社
2002年３月　同社広域販売推進部　営業企画部担当部長
2005年９月　同社首都圏統括本部　首都圏営業企画部担当部長
2010年３月　同社人事総務部　人事採用担当　主務
2014年10月　同社広域法人営業部　部長
2016年３月　キリンアンドコミュニケーションズ㈱代表取締役社長
2022年５月　大妻女子大学　大妻マネジメントアカデミー　講師
2023年４月　大妻女子大学　人間関係学部　非常勤講師（現任）
2023年11月　当社社外取締役（現任）
2025年５月　学校法人敬心学園　評議員（現任）
2025年６月　㈱チノー社外取締役（現任）</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
小野塚邦子氏は、大手飲料メーカーで営業企画、人事総務、グループ会社の代表取締役などを務め、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような知識等を活かし、当社グループの企業価値向上のため、サステナビリティを含めた経営課題に対し有益なアドバイスをいただいており、引き続き有効な助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	野村（のむら）　有季子（ゆきこ） （戸籍上の氏名：馬場　有季子） （1969年12月24日）	1994年４月　ハイアットリージェンシーオーサカ㈱入社 2002年10月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2006年４月　公認会計士　登録 2008年10月　KPMG LLP Hong Kong事務所出向 2013年10月　フィリップモリスジャパン（合同）入社 2014年６月　㈱マネースクエアHD　社外監査役 2021年４月　長瀬産業㈱入社 2022年３月　㈱ワンキャリア　社外取締役監査等委員 2023年11月　当社社外取締役（現任） 2025年６月　フォスター電機㈱社外監査役 2026年６月　同社社外取締役監査等委員（現任）	―
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野村有季子氏は、外資系企業等での経理・財務及び内部監査経験により財務会計、内部統制・監査、法務に精通しております。また、公認会計士として日本および海外で監査・アドバイザリー業務等に従事し、上場会社社外役員の経験を通じ、リスクマネジメント、コンプライアンス、コーポレートガバナンスに高い見識を有しております。このような知識等を活かし、当社グループの経営課題に対し、引き続き有効な助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。		
7	※澤井（さわい）　恵（めぐみ） （1981年５月７日）	2004年４月　アクセンチュア㈱入社 2019年６月　㈱グルメ杵屋　社外取締役 2020年９月　㈱マーケティング・コア取締役（現任） 2022年６月　ATHENA㈱　代表取締役（現任） 2026年６月　Ogma㈱　代表取締役（現任）	―
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 澤井恵氏は、コンサルタントとして企業のDX戦略や組織改革を支援した深い知見と豊富な実績を有しております。また、他法人の社外取締役等を歴任し、企業経営に関する優れた監督能力も備えております。同氏のデジタル分野の専門性と役員経験は、当社のDX推進やガバナンス強化に極めて有益であると判断し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者酒田義矢氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
３．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
４．土田亮氏、小野塚邦子氏、野村有季子氏及び澤井恵氏は、社外取締役候補者であります。
５．土田亮氏、小野塚邦子氏、野村有季子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
土田　亮氏　　９年

小野塚　邦子氏３年
野村　有季子氏３年

6．当社は、土田亮氏、小野塚邦子氏及び野村有季子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、澤井恵氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。

7．当社は、取締役及び監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。
各候補者の再任が承認された場合、各候補者との当該契約を継続する予定です。なお、澤井恵氏については、就任後に同様の契約を締結する予定であります。

8．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9．当社は、土田亮氏、小野塚邦子氏及び野村有季子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、澤井恵氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

10. 酒田義矢氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社デポルタルスが保有する388,000株を含めて記載しております。

【ご参考】　スキルマトリックス

	候補者番号	氏名	社外	女性	独立性	指名・報酬委員会	経営全般	業界知識（物流）	国際経験	ESG サステナビリティ	技術研究開発	財務会計	法務・リスクマネジメント
取締役	1	酒田　義矢				○	○	○		○			
	2	石村　浩					○	○	○	○	○	○	
	3	石川　修					○			○		○	○
	4	土田　亮	○		○	○	○			○		○	○
	5	小野塚邦子	○	○	○	○	○			○			
	6	野村有季子	○	○	○	○	○		○			○	○
	7	澤井　恵	○	○	○		○		○		○		

※上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

※当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会後に開催される取締役会において選任予定の執行役員等（取締役を除く）については、次のとおりです。

	候補者番号	氏名	女性	指名・報酬委員会	経営全般	業界知識（物流）	国際経験	ESG サステナビリティ	技術研究開発	財務会計	法務・リスクマネジメント
執行役員	-	岩西　慶太				○		○			
	-	袴田　真一				○		○	○		
	-	中野　正樹				○		○	○		
	-	村田　直輝				○		○			
	-	石川　雄一				○	○				
	-	片山　一朗			○					○	○

【ご参考】　取締役の選任についての指名・報酬委員会の審議にかかる基本方針

1.　取締役選任の基本方針

当社では、当社の持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を取締役とすることを基本方針とする。

この方針を実現するため、次のような資質を有する者の中から、各自に期待される役割や責務を実効的に果たすことが出来る全般的な能力を備えた者がバランス良く取締役会を構成するように考慮する。

イ）当社の経営理念を理解・尊重し、すぐれた人格及び見識を有する者

ロ）当社の企業理念、企業文化を十分理解し、事業に関して求められる十分な知見や経験を有する者

ハ）当社の業務に関する高度な専門知識を有し、会社経営に携わる者として優れた能力を有する者

2.　取締役候補者の選定基準

（1）社内取締役

イ）当社の行う事業についての高度な知識及び理解を有し、経営判断、業務の執行について優れた能力を有する者

ロ）当該候補者が現に当社取締役又は従業員である場合には、当社において適切に職務を遂行し、現在の職位において会社に十分な貢献をしている者であること

（2）社外取締役

独立役員としての資格を有する者であり当社と特別な利害関係を有しない者であって、以下のいずれかに該当する高い能力、経験、識見を有し、当社の経営に適切な助言を行い、取締役の職務の監督を行うことができる者

イ）企業経営に関与した経験を有し企業経営に関する優れた能力を有する者

ロ）法律に関する相当程度の専門知識を有する者

ハ）財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者

ニ）当社のビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者

ホ）研究、開発、マーケティング等について豊富な経験を有する者

ヘ）その他当社社外取締役として求められる能力、経験を有する者

第２号議案　監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役伊東弘美氏が辞任により退任いたします。また、監査役松倉稔氏および鈴木邦成氏の２名が任期満了になります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※葛原（くずはら）　健士（たけし） (1964年２月13日)	1986年４月　㈱三和銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2012年２月　同行吉祥寺支店副支店長兼リテールリスク統括部上席調査役 2012年８月　同行新丸の内支店副支店長兼同部上席調査役 2013年10月　同行神保町支店副支店長兼神楽坂支店副支店長兼同部上席調査役 2018年１月　当社入社 内部監査室長（現任）	―
	【監査役候補者とした理由】 葛原健士氏は、長年にわたる金融機関での実務経験を通じて培われたリスク管理やコンプライアンスに関する深い知見を有しております。当社入社後は内部監査室長として当社グループの内部統制および監査体制の強化に尽力してまいりました。これまでの経験と実績を活かし、客観的かつ公正な立場から当社の業務執行を適切に監査していただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。		
2	鈴木（すずき）　邦成（くにのり） (1959年8月1日)	2013年４月　日本大学生産工学部マネジメント工学科准教授 2014年４月　日本大学生産工学部マネジメント工学科教授 2017年11月　当社社外監査役（現任） 2025年４月　日本大学生産工学部マネジメント工学科特任教授（現任）	4,400株
	【社外監査役候補者とした理由】 鈴木邦成氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、生産計画や販売計画等の生産工学の研究者としての専門的知見と大学教授としての経験に基づき、専門的見地から経営の監視や適切なアドバイスをいただけると判断したため、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	※前田修志（まえだ ただし） （1970年12月14日）	1999年４月　上智大学法学部嘱託助手 2002年４月　東亜大学法学部助教授 2005年４月　大宮法科大学院大学法務研究科准教授 2012年４月　甲南大学会計大学院准教授 2016年４月　専修大学大学院法務研究科准教授 2019年４月　専修大学大学院法務研究科教授（現任）	―
	【社外監査役候補者とした理由】 前田修志氏は、大学教授として長年にわたる法学分野の研究・教育に携わられており、法律に関する高度な専門知識と豊かな見識を有しておられます。同氏の高度な専門性を当社の監査体制に反映していただくとともに、独立した中立的な視点から当社の経営およびコンプライアンス体制に対する監督・適切な助言をいただくため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法学の専門家として企業法務およびガバナンスに精通しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注)　１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．鈴木邦成氏及び前田修志氏は、社外監査役候補者であります。
４．鈴木邦成氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年であります。
5. 当社は、鈴木邦成氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、葛原健士氏及び前田修志氏の選任が承認された場合、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
６．当社は、取締役および監査役と会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第１号の費用および同項第２号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。各候補者の選任が承認された場合、鈴木邦成氏とは当該契約を継続し、葛原健士氏及び前田修志氏とは新たに同様の契約を締結する予定であります。
７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起

因する場合など、一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

8．当社は、鈴木邦成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、前田修志氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】　スキルマトリックス

	候補者番号	氏名	社外	女性	独立性	指名・報酬委員会	経営全般	業界知識（物流）	国際経験	ESG サステナビリティ	技術研究開発	財務会計	法務・リスクマネジメント
監	1	葛原　健士					○					○	○
査	2	鈴木　邦成	○		○			○			○		
役	3	前田　修志	○		○							○	○

※上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
阿部成孝（あべなるたか） (1973年10月13日)	1997年１月　公認会計士　金本敏男事務所入所 2008年４月　税理士　阿部成孝事務所　開業 2013年12月　法律事務所（現宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所）開業（現任）	―
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 阿部成孝氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、税務・会計および法務分野における長年の実務経験と、専門家としての高度な知見・豊かな見識を有しておられます。同氏の高度な専門性を当社の監査体制に反映していただくとともに、独立した中立的な視点から当社の経営およびコンプライアンス体制に対する監督・適切な助言をいただけると判断したため、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

(注)　１．阿部成孝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．阿部成孝氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。

３．当社は、取締役および監査役と会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。阿部成孝氏が監査役に就任した場合、同氏との当該契約を締結する予定です。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。阿部成孝氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

５．阿部成孝氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第４号議案　退任常勤社外監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任により退任されます常勤社外監査役伊東弘美氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任常勤社外監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
伊東弘美（いとうひろみ）	2020年11月　当社社外監査役（常勤監査役） （現任）

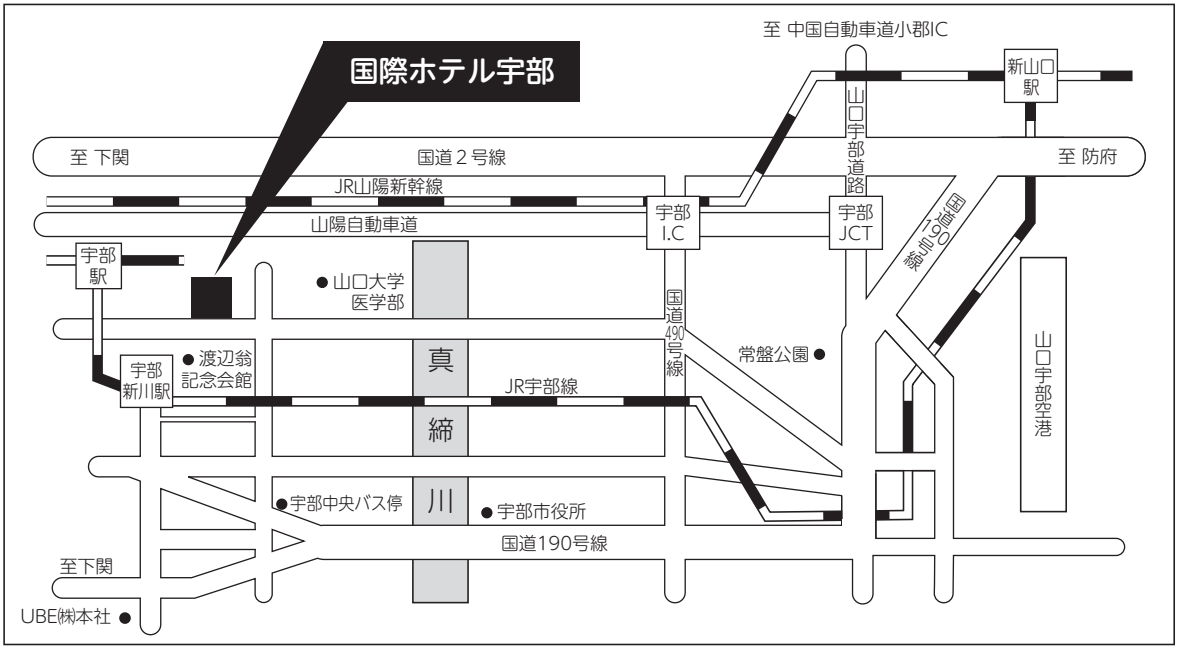
以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：山口県宇部市島一丁目７番１号
国際ホテル宇部 3階 ダイヤモンドホールⅡ
TEL：0836-32-2323



交通：山口宇部空港より車で約10分
JR宇部新川駅より徒歩約5分
山陽自動車道宇部下関線 宇部I.Cより車で約15分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。